

「新桂沢ダムモニタリング部会」運営要領

（目 的）

第１条 本要領は、新桂沢ダムモニタリング部会（以下「部会」という。）規約（案）第１０条に基づき、部会の運営に関する必要な事項を定めるものである。

（部会の公開）

第２条 部会は、公開で行う。

（部会開催の周知）

第３条 部会開催について、記者発表やホームページ掲載等により周知を図る。

（部会資料の公開）

第４条 部会資料は、希少動植物保護の観点から非公開とする資料を除き、原則公開とし、ホームページへ掲載するとともに、傍聴者にも配布する。

（雑 則）

第５条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、部会長が部会に諮ってこれを定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和４年１０月１３日から施行する。